

令和7年5月30日

第 5 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

# 議 事 録

日 時：令和 7 年 5 月 3 0 日（金） 午後 2 時

場 所：呉市役所 7 階 7 5 5～7 5 8 号室

## 付議事項

議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 29 号 令和 6 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）及び令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

## 報告事項

第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

第 3 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の規定による届出（農業用施設）の受理について

第 4 号 非農地証明について

第 5 号 非農地判断について

## 出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
1 0 番 亀山 博司	1 1 番 秋光 貴志	1 2 番 岡本 亮二	1 3 番 島田 徹幸
1 4 番 大道 正孝	1 5 番 竹内 誠	1 6 番 新田 隆次	1 8 番 神藤 敦美

## 欠席委員

1 7 番 石田 尚則 1 9 番 北村 正次

## 推進委員

大島 和浩 林 敏夫

## 事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野課長補佐 藤並主任 藤岡主事

(午後2時)

議長(大道)：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和7年第5回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、10番 亀山委員、11番 秋光委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、17番 石田委員、19番 北村委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図そして、資料1「第25期呉市農業委員会の委員名簿」を送付しています。また、本日配付した資料2-1「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」、資料2-2「目標達成状況の評語の適用方法」、資料2-3「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」です。ありますでしょうか。少し説明をさせていただきます。資料1「第25期呉市農業委員会の委員名簿」ですが、横段委員が令和7年4月30日付で辞任されたため名簿を修正しました。先月の総会終了後行われた役員会で、職務代理者の順位が話し合わせ、第1順位 大道委員、第2順位 高本委員、第3順位 石田委員、第4順位 柏木委員と決定しました。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字重役〇〇〇〇番地の〇、地目は畑、面積は359㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により賃借するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を栽培するものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1番 柏木です。申請地は、写真を見ての通りきれいに管理されています。譲渡人は、多忙なため耕作が困難な状況でした。農地を有効活用して頂くため、貸すことにしました。譲受人は、この周辺で耕作されている方で、適正な管理が期待できます。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町〇〇〇〇番地ほか6筆、地目は田、面積は合計1,814.22㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により使用貸借するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、にんにくを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。譲渡人は、女性でご高齢のため農地の維持が大変な状況にあり、譲受人の申し入れを受け入れ、今回の申請となりました。良い事案だと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町大字中切字北平迫〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,392㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、使用貸人は、使用借人の要望により、貸し付けるもので、使用借人は、利用権設定の期間満了が満了したため、貸借を継続し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町の中心部から2km程川尻町側に進んだ場所です。利用権設定期限の満了に伴う農地法第3条許可での継続となります。ラデッシュが栽培されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字原畑字小迫〇〇〇番〇、地目は田、面積は253㎡の農用  
地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与す  
るもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町の中心部から北東3km程野呂川沿いに進んだ場所に  
あります。写真右の家が譲受人の自宅です。譲受人の自宅入口側に農地があり野菜が作付  
けられていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町大浦字梶屋〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1329㎡の第2  
種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作が困難なため、売却す  
るもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：16番 新田です。申請地は、県民の浜方面から大浦集落に入ってすぐの場所になりま  
す。許可後にかんきつを栽培する予定です。本年は苗の準備が間に合わなかったので、来  
年の植え付けになります。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊町沖友字仏崎〇〇〇〇番ほか3筆、地目は畑、面積合計は908㎡  
の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、病弱で耕作が困難な

ため、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

竹内委員：15番 竹内です。申請地は、沖友集落から車で5分程の場所にあります。譲渡人は、3月頃までは耕作意欲があったのですが、急に体調が悪くなり耕作が困難となりました。譲受人は、建設業を辞め時間的な余裕もあり耕作は十分可能です。荒れる前に引き継がれて良かったと考えております。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、栃原町字西谷〇〇〇番の〇、地目は畑、面積は32㎡の第2種農地です。転用の目的は、墓地として利用するものです。内容は、墓石や香炉等を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要ですが、墓地埋葬等に関する規定による許可に合わせて許可することになります。農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大島委員：推進委員 大島です。行政書士が立会されており手続き上問題は無いとの事でした。他の田畑に接しておらず独立していました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は墓地・埋葬等に関する法律の許可に合わせて許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、墓地・埋葬等に関する法律の許可に合わせて許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、押込4丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計1,050㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場及び資材置場として利用するものです。規模等

は、駐車場20区画等を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 島 委 員：推進委員 大島です。道路沿いの広い土地です。しかし、雑木も生えており農地として使用するのが困難な状態です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町波多見4丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は151㎡の第2種農地です。転用の目的は、庭敷として利用するものです。規模等は、住宅が隣接しており、住宅の庭として一体利用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、音戸市民センターから車で東回りで5分程の場所にあります。申請人は、農業の知識も無く遠方に居住しており耕作が出来ないことから今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、倉橋町字鳴瀧〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は186㎡の第2種農地です。転用の目的は、庭敷として利用するものです。規模等は、住宅が隣接しており、住宅の庭として一体利用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び

び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請地は、倉橋町宇和木地区から西方面に少し進んだ場所にあります。この地区は、その昔石材業が盛んで、農地は家で食べる野菜を作る程度でした。申請人も相続を受けた農地を管理出来ないのので、今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町波多見4丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計754㎡の第2種農地です。転用の目的は、グラウンドゴルフ用地として使用するものです。規模等につきましては、地域住民が使用するグラウンドゴルフ場として整備して使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請人は、先程の農地法第4条許可と同様です。周りには、野菜を栽培されている方も多くおられます。昨年、セイタカアワダチソウが茂っており迷惑を掛けている状況でした。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、安浦町中央2丁目〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は184㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場として利用するものです。しかしながら、写真でもお分か

りのように、申請地は既に農地として利用できない状態になっており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、JR安登駅南西側の住宅と農地が混在した、平成30年豪雨災害で水没した地域内にあります。周りに田畑もなく、仕方ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町内海南6丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,960㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル180枚、発電容量49.5kwを設置する計画で、全量自家発電となるため電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町の中心部から旧国道を1.5km川尻町方面に進んだ場所です。10年以上放任されており、草刈りをしないと地形や水路が確認できない状態でした。幸い下流域に田畑も無く、既存の水路から川に排水するよう伝えました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

- 議 長：4番から6番は、譲受人が同一のため一括して、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：4番から6番の申請地は、安浦町大字女子畑字岡泓〇〇〇番ほか3筆、地目は田、面積は合計で1,117㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル144枚、発電容量44.55kwを設置する計画で、全量自家発電となるため電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域は除外済です。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 今 井 委 員：9番 今井です。写真の訂正です。大字原畑となっておりますが大字女子畑です。申請地は、安浦町の中心部から車で15分程北東に走った田園地帯です。最近、太陽光発電設備が多く申請されている地域です。写真の右下にも太陽光発電設備があります。対象地の水は、既存の太陽光発電設備に流す予定です。ご審議よろしくをお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、許可と決定します。
- 議 長：次に、議案第29号「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）及び令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：資料2-1をご覧ください。1ページ「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和6年4月1日現在の農業委員会の現在の体制や農家・農地の概要です。2ページ「Ⅱ最適化活動の実施状況」、1最適化活動の成果目標（1）農地の集積ですが①現状及び課題は、令和6年4月現在の管内の農地面積1,950haに対してこれまでの集積面積は54.4haで集積率は2.8%となっております。②目標は、国や県から、各市町が令和12年までに達成すべき数値目標が設定された結果、その間の経過年数で割り戻した数値を目標とするよう指示があったため、今年度末の集積面積104.4ha、今年度の新規集積面積50ha、今年度末の集積率5.4%と過大な目標となっております。③実績は、今年度末の集積面積55.5ha、今年度の新規集積面積1.1ha、今年度の農地面積1,920haに対

して今年度末の集積率2.9%で、目標に対する達成状況は、53.7%で、農業委員会の点検評価は、農業者の高齢化や担い手不足により、目標に対して期待を下回る結果となりました。(2)遊休農地の発生防止・解消ですが、①現状及び課題は、令和6年4月現在の1号遊休農地面積は114haとなっています。3ページ②目標は、令和3年度の遊休農地面積129haの5分の1の25.8ha、③実績は8ha、今年度の目標に対する達成状況は、31%で、農業委員会の点検評価は、農業者の高齢化や担い手不足により、目標に対して期待を下回る結果となりました。(3)新規参入の促進ですが、①現状及び課題は、令和3年度から令和5年度の新規参入者は、下の表のとおりとなっています。4ページ②目標は、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、令和3年度から令和5年度までの権利移動面積の平均12haの1割で1.2ha、③実績は27.4ha、今年度の目標に対する達成状況は、2,283%で、農業委員会の点検評価は、農地台帳調査等により、新規参入者への貸付等についての同意が得られ、目標に対して期待を上回る結果が得られました。2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、1人当たりの活動日数を月当たり6日です。

(2)活動強化月間の設定①目標は、活動強化月間の設定回数は3回で、取組時期等は下の表のとおりとなっています。5ページ②実績も、活動強化月間の設定回数は3回で、取組時期等は下の表のとおりとなっています。(3)新規参入相談会への参加①目標は、1回ですが、都合により参加できませんでした。6ページ目標の達成状況の評語については、資料2-2をご覧ください。1農業委員会の目標の評語の表2で、(1)成果目標については①農地の集積は、達成率は53.7%ですので達成率90%未満の1点、②緑区分の遊休農地の解消についても達成率31%ですので1点、③新規参入の促進については、達成率2,283%ですので達成率110%以上の5点で、(2)活動目標については、活動強化月間の実施は、3月実施したので1点、新規参入相談会への参加は、参加できなかったもので0点です。今の点数を合計しますと8点になりますので、表1に当てはめると、5点以上、10点未満の区分の目標に対して期待どおりの結果が得られたとなります。その下の推進委員等の点検・評価結果は、先ほどの資料2-2の裏面の2推進委員等の評語の表2で、(1)成果目標は、先ほどと同様に①農地の集積は1点、②緑区分の遊休農地の解消も1点、③新規参入の促進は4点で合わせて6点となります。(2)活動日数目標は、①月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況は、目標は6日ですので、1か月の平均が、6日を上回った場合は6点、6日の場合は4点、6日を下回った場合は2点となり、②月当たりの最適化活動の日数は、13日以上が12点、8日以上13日未満が8点、6日以上8日未満が4点、6日未満は0点となります。この合計点を表1に当

てはめたのが、下の表で、目標に対し期待を上回る結果が得られたが11名で、目標に対して期待どおりの結果が得られたが4名、目標に対して期待を下回る結果となったのが22名とおりました。7ページⅢ事務の実施状況は、表のとおりで、4違反転用への対応は、安浦町水尻地区の違反転用について、関係機関と連携して是正指導を行い、昨年11月に農地への復旧工事を完了し、12月に広島県と現地確認し、農地への復旧工事を完了したことを確認しました。資料2-1の説明は以上です。次に資料2-3の令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）をご覧ください。これは、毎月提出していただく活動記録簿をもとに、各委員さんの表を作成し、全委員さんの表を合計したものです。活動日数の合計、活動実績、成果実績、全体としての評語は、表のとおりです。承認が得られましたら、本日の総会で出された意見を記載し、各委員さんの個別の表を通知します。

事務局次長：この議案について補足説明します。先ほど説明があった、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、当会全体の評価結果は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評価になっております。また、委員の皆さんに提出していただいています活動記録簿の活動日数を集計したところ、本会の全体の平均は、目標日数、月6日を少し上回る、6.3日（昨年6.2日）となっております。しかしながら、全体の中では、達成していらっしゃる方が15人、未達成の方が22人で、達成している方より多い結果となっております。活動日数の月当たり6日は、これは対外的な目標であり、目標の達成率を上げるために、あえて目標を低く設定しているものです。実際の活動は、毎月10日以上を目標としてください。活動日数は、各委員さん個人の評価にも繋がりますので、委員の皆さんがこの目標を達成できるよう、活動に努めていただきたいと思います。なお、委員の皆さんへご自分の評価結果については、後日お送りします。せっかく活動していらっしゃるのに活動日誌に記載漏れがないよう、しっかりと活動記録を実績として上げていただくようお願いします。

議長：ただいま、倉中次長から説明がありましたが、令和6年度の委員の活動日数で、ひと月当たりの活動日数が、目標の6日を下回っている方が22人と、上回っている方より多い結果となりました。今年度は、皆さんが、日々の生活の中で行っている、畑の帰りに周辺農地を見回ったり、路上での立ち話し中で、情報交換したりした内容などを、活動記録簿にこまめに記入して、目標日数を上回るよう頑張っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。お忙しいとは思いますが、皆さん、どうぞよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

高本委員：6番 高本です。資料2-1にある基幹的農業従事者の用語の説明をお願いします。

事務局：これは、農業センサスの用語を使用していますが、詳しい内容・基準などは把握しておりません。確認しまして、後日の回答とさせていただきます。

高本委員：6番 高本です。もう一点、活動目標（数値）についてです。実績を上げようにも人にかかわらない。私の圃場がある地域には、もう一方いるだけです。農業者が居なくなるのも時間の問題です。調査よりも、担い手の確保・育成を行う事が喫緊の課題の様に思います。

岡本委員：12番 岡本です。私の地域は、2人より多くおられますが、新たに農業を始めようとする人はいません。農業委員会は、資料を作って実りの無い話をしている場合ではない。実のある議論をする場にしたいものです。

議長：その他ご意見は、ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は議案のとおり決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

議長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が6件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が1件ございましたので、報告します。続きまして、報告事項第3号の耕作者が、農地の保全又は利用の増進のため道水路等を設置する場合や2アール未満の規模の農業用施設を設置する場合は、農地法の規定による転用許可は不要ですが、農地法施行規則第29号第1号の規定による届出を求めており、このたび、農業用資材置場と農業用倉庫の届出が各1件ございましたので、報告します。最後に、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第4号の非農地証明申請について1件を証明し、報告事項第5号の非農地判断について9件を通知しましたので報告します。

議長：報告事項について、ご質疑ありませんか。

議長：質疑・意見なし。

議長：その他、何か説明事項などありませんか。

議長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和7年第6回総会は、6月30日 月曜日 午後2時 から

場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和7年第5回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議，ありがとうございました。

(午後2時35分)

以上は、令和7年第5回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 7 年 月 日

呉市農業委員会 会長職務代理者 .....

呉市農業委員会 委 員 .....

呉市農業委員会 委 員 .....